



3

平成 27 年 3 月
2 0 1 5
No.510

ヒノキの間伐に挑戦 森林整備体験教室

広報 いで

井手町豊かな緑と清流を守る協議会による「森林整備体験教室」が2月22日（日）、大正池グリーンパークで行われ、参加した子どもたちが本格的な間伐作業や、花炭作りに挑戦しました。(P02)

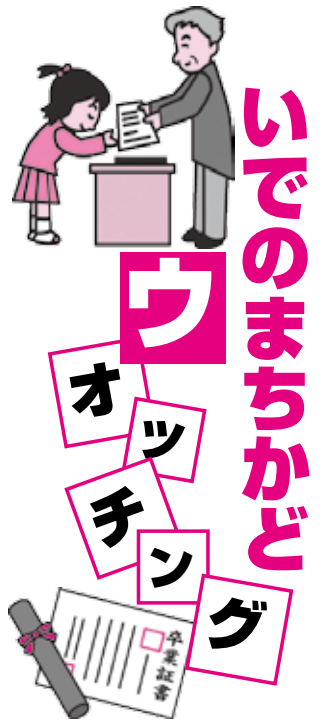
目次

医療費が高額になると見込まれる方へ	P03
平成 25 年度決算報告	P04
バイク・軽自動車の廃車手続きなどはお早めに	P06
4月12日は京都府議会議員一般選挙です	P08
図書館情報	P14

町の人口 (3月1日現在)

男性	3,852 人
女性	4,039 人
計	7,891 人

幹の直径 30cm ヒノキの間伐に挑戦



大正池で森林整備体験教室



ヒノキの間伐作業の様子

井手町豊かな緑と清流を守る協議会（中坊睦会長）が主催する「森林整備体験教室」が2月22日（日）、今年も大正池グリーンパークで行われ、参加した子どもたちが本格的な間伐作業や、花炭作りに挑戦しました。

幅広い世代に森林保全への理解を深めてもらい、息の長い保全活動につなげていこうと、同協議会が毎年開いている事業で、今回で8回目となりました。

IDEゆうゆうスポーツクラブの子どもたちをはじめ、18人が参加。グリーンパーク内の森林では、子どもたちが間伐の目的などについて説明を受けたあと、幹の太さが直径30センチほどあるヒノキの間伐作業を体験。

交代でノコギリをひいてヒ



花炭作りを楽しむ参加者の皆さん

ノキを切り倒したあと、枝をはいり一定の長さに切り分ける作業に汗を流していました。

会場では、昼食をはさんで午後から、木の枝や松ぼっくりなどをそのままの形で炭にする「花炭」作りや焼き芋作りを体験したほか、きのこの菌打ち作業にも挑戦。森林での一日を満喫していました。

受講者68人に修了証書 井手玉川大学が閉講式

高齢者教養講座「井手玉川大学」の閉講式と平成26年度の最終講座が2月16日（月）、自然休養村管理センターで開催されました。式では、受講者を代表して小川来美さんに修

了証書、同じく相良忠由さんに皆勤賞が、それぞれ松田定教育長から贈られました。

高齢者の社会活動に参加する意欲と実践力を高めようと、毎年開いている講座で、今年度は214人が参加して全7回シリーズで行われてきました。

修了証書は、6回目の講座までに5回以上出席した受講者が対象で、今回は68人に贈られました。

今年度最後となった講座では、「思春期の意味と孫と祖母の良い関係づくり」と題して、親とこころのエンパワメント研究所の馬見塚珠生さんが講演しました。



松田教育長から修了証書を受け取る小川さん

国保にご加入の皆様へのお知らせ 【医療費が高額になると見込まれる方へ】

同じ月内にひとつの医療機関等で支払う医療費が限度額を超える場合は、あらかじめ国民健康保険に「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関等で提示すると支払いが限度額までとなります。（入院・外来は別計算になります。）



■70歳未満の方

平成27年1月より制度改正のため限度額が変更となりました。

変更前（平成26年12月31日診療まで）

所得区分		3回目までの限度額	4回目以降の限度額
A	上位所得者	150,000円 + (総医療費*1 - 500,000円) × 1%	83,400円
B	一般	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
C	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

変更後（平成27年1月1日診療より）

区分	総所得金額等*2	3回目までの限度額	4回目以降の限度額
ア	901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	600万円超 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

*1 総医療費・・・保険診療にかかる費用の総額（10割分）

*2 総所得金額等・・・総所得金額から基礎控除額33万円を控除した額

■70歳以上の方

制度改正による限度額の変更はありません。

所得区分	外来（個人単位）	外来 + 入院（世帯単位）	
		3回目まで	4回目以降
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

（注）70歳以上で課税世帯の人は、高齢受給者証を提示すると支払いが限度額までになりますので、認定証は必要ありません。

◇お問い合わせは、保健医療課（TEL 82-6166）まで

平成25年度決算報告 一般会計決算

5億2940万4千円の 黒字でした

平成25年度の一般会計と6つの特別会計（国民健康保険・多賀地区簡易水道・後期高齢者医療・介護保険・公共下水道事業・多賀財産区）、井手町水道事業会計の決算は、昨年9月の定例町議会に提案され、閉会中の継続審議に付されたのち、昨年の12月定例町議会で認定されました。各会計における決算は表1のとおりです。

一般会計の決算額は、歳入48億1826万4千円に對し、歳出42億8885万8千円、差し引き形式収支では、5億2940万4千円の黒字となりました。このうち、翌年度への繰越明許財源1億1976万5千円を差し引いた実質収支は4億963万8千円となり、これが平成26年度への繰越金となりました。

監査委員の報告では「平成25年度においても、第4次井手町総合計画で掲げる将来のまちづくりビジョンに沿い、複雑多様化する住民ニーズに的確に対応し、その目標達成に向けて着実に重要な施策に取り組みされている。現在の井手町を取り巻く経済状況として、月例経済報告などでは、景気回復の兆しがみられるとされているが、本町への波及がまだまだ感じられない状況である。そのような中で、自主財源の乏しい本町については、今後も財政運営を経済的・効率的かつ合理的に行わなければならないことは当然であり、それらをふまえて、審査を実施した結果、非常に厳しい環境下にあつて、限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、施策の緊急度・重要性や経済性・効率性・有効性等を判断され、健全な行政運営に努められているところが随所で見受けられるところである」と総括されました。

また「今後も、第4次井手町総合計画に沿った町づくりを住民・議会・行政がともに協力し合い、まちの将来像の『住んでみたい、住み続けたいまち』を実現するために取り組まれることを期待するものである」と述べられています。

歳入（収入）

■歳入（収入）

歳入は48億1826万2千円で、前年度より7億1988万円（17.6%）の大幅な増です。主なものは、地方交付税3703万円、分担金及び負担金2808万円、国庫支出金4億3126万8千円、繰越金6666万8千円、町債1億6880万円が増加しています。

■地方交付税

16億6985万3千円（対前年度比2.3%増）
地方公共団体が、標準的な行政運営を行う場合、財源不足額に応じて国から交付されるお金です。歳入全体の34.7%を占めています。

■分担金及び負担金

6995万3千円（対前年度比67.1%増）
町の行う事業により利益を受けるかたから、その事業に充てるため徴収するものです。老人ホーム措置費、保育料、町道1号線道路改良（梅溪橋）負担金です。

■国庫支出金

6億7674万9千円（対前年度比175.7%増）
国の行政に要する経費、町の特定の施策を行うための経費に充てるため、その財源の全部または一部をその目的、性格により、負担金、補助金、委託金の三つに分類されて交付されるものです。

■町債

4億4550万円（対前年度比61.0%増）
地方交付税の代替え財源としての臨時財政対策債1億9400万円のほか、町道整備、玉川砂防公園整備、防災対策事業などに充当するため2億5150万円借り入れしています。

表1 各会計別 歳入・歳出 (単位：千円)

会計別	歳入	歳出	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支	
一般会計	4,818,262	4,288,858	119,766	409,638	
特別会計	国民健康保険特別会計	1,115,142	1,083,310	0	31,832
	多賀地区簡易水道事業特別会計	60,277	59,527	0	750
	後期高齢者医療特別会計	86,115	84,218	0	1,897
	介護保険特別会計	755,613	680,459	0	75,154
	公共下水道事業特別会計	371,280	362,120	0	9,160
	多賀財産区特別会計	2,619	2,267	0	352

	収益的収入	収益的支出	差引額
井手町水道事業特別会計	101,083	111,723	△10,640
	基本的収入 3,780	資本的支出 52,263	差引額 △48,483
計	104,863	163,986	△59,123

(消費税含む)

歳出 (支出)

■歳出 (支出)

歳出は42億8885万8千円で、前年度より6億2910万3千円(17.2%)増となりました。主な支出は次のとおりです。

■総務費

12億8381万円(対前年比16.5%増)

・特別会計繰出金	4億1081万1千円
・公民館改修補助	71万円
・コミュニティ備品購入	250万2千円
・ホームページ作成業務	263万2千円
・イントラネットシステム機器更新	3691万4千円
・庁舎等整備基金積立	3億円
・JR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助	335万円
・各区街灯及び商工会公安灯助成	166万3千円

■民生費

9億8140万6千円(対前年度比0.3%減)

・社会福祉協議会活動費	1594万4千円
・障がい者自立支援事業	1億5159万7千円
・バリアフリー整備	469万6千円
・子ども手当等	1億1552万9千円
・老人医療	2187万9千円

■衛生費

2億3419万6千円(対前年度比0.2%減)

・予防接種事業、健康増進等予防費	2939万9千円
・乳児健診等母子保健費	689万3千円
・住宅用太陽光発電システム設置補助	193万8千円
・一般廃棄物収集運搬委託	2942万9千円
・城南衛生管理組合分担金	9051万6千円
・井手地区共同墓地改修	641万7千円

■労働費

1820万1千円(対前年度比63.6%減)

・緊急雇用創出事業	1820万1千円
-----------	----------

■農林水産業費

7125万円(対前年度比142.1%増)

・有害鳥獣駆除	400万1千円
・豊かな緑と清流を守る森林整備事業	86万円
・婦人研修センタートイレ改修	91万1千円
・農業基盤整備促進事業	2346万9千円

■商工費

3569万8千円(対前年度比25.6%増)

・プレミアム付商品券発行事業補助	966万7千円
・商工会振興事業	750万円
・桜まつり	548万6千円

■土木費

8億1263万9千円(対前年度比132.5%増)

・町道11号線他道路改良	5億387万9千円
・合藪ポンプ場施設整備	336万6千円
・下排水路改修工事	772万円
・玉川砂防公園整備	5624万2千円
・改良住宅等改修	808万6千円
・町営住宅耐震補強	1億124万5千円

■消防費

2億5001万4千円(対前年度比8.8%増)

・常備消防設置委託	1億7313万5千円
・備蓄物資購入	148万3千円
・消防車庫整備	482万5千円
・デジタル移動通信システム整備	3092万9千円

■教育費

2億9734万2千円(対前年度比8.5%減)

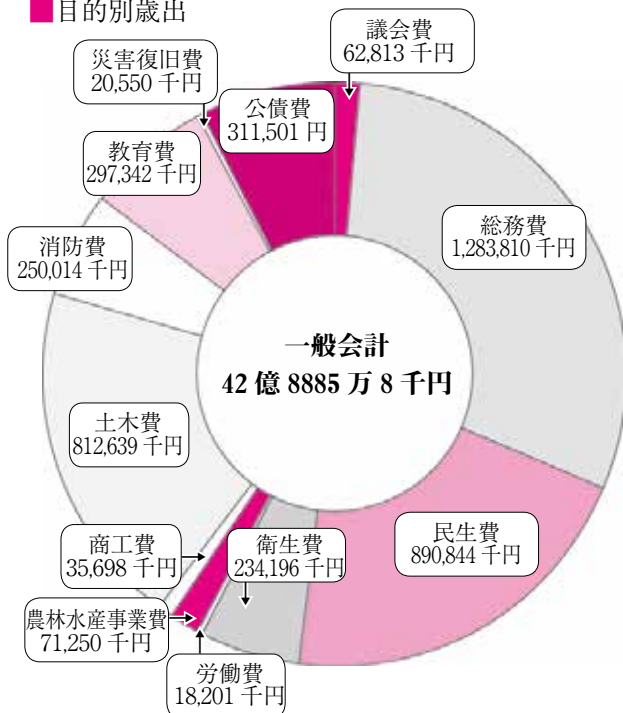
・泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業	331万2千円
・小学校パソコン機器更新	1441万7千円
・文化財発掘調査	238万6千円
・給食センター施設整備	1808万6千円

■公債費

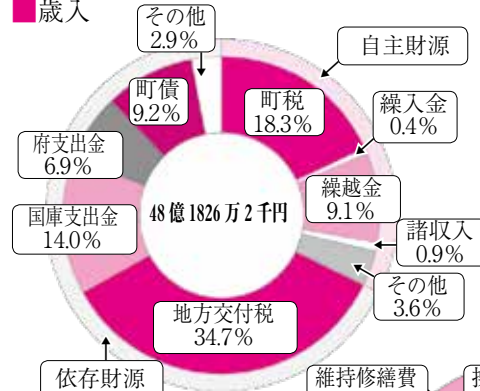
3億1150万1千円(対前年度比9.7%減)

・償還元金	2億7079万4千円
・償還利子	4070万7千円

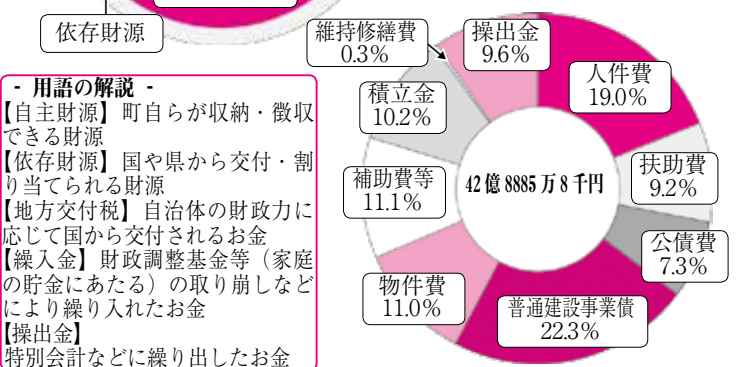
■目的別歳出



■歳入



■歳出



-用語の解説-
 【自主財源】町自らが収納・徴収できる財源
 【依存財源】国や県から交付・割り当てられる財源
 【地方交付税】自治体の財政力に応じて国から交付されるお金
 【繰入金】財政調整基金等(家庭の貯金にあたる)の取り崩しなどにより繰り入れたお金
 【繰出金】特別会計などに繰り出したお金

税務課からのお知らせ

バイク・軽自動車の 廃車・名義変更の手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年その年の4月1日現在で所有している人に課税されます。
盗難などで、現在所有していなくても廃車の手続きをされませんと課税されることとなります。
なお、廃車・名義変更の手続きをする場所は、左表のとおりです。

廃車・名義変更の手続き場所

種類		手続場所
原動機付自転車（排気量 125cc 以下） 小型特殊自動車（農耕用・その他）		役場税務課 TEL 82-6163
軽自動車	二輪 125cc 超 250cc 以下	京都運輸支局 TEL 050-5540-2061
	三輪 四輪 660cc 以下	軽自動車検査協会 TEL 050-3816-1844
二輪の小型自動車（250cc を超えるもの）		京都運輸支局 TEL 050-5540-2061

※4月1日を過ぎますと、実際にはバイクや軽自動車を所有していないのに課税されることとなりますのでご注意ください。
また、陸運支局等では毎年、年度末の3月は窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、登録・異動・廃車等の申請は、できるだけ早め（3月13日ごろまで）に済ませていただくようお願いいたします。
なお、軽自動車税納税通知書は4月中旬に発送いたしますので、4月21日（火）までに納税通知書が届いていない方、もしくは、廃車申告等の手続きをされたのに納税通知書が届いている方は、お手数ですがご連絡ください。

■ 減免申請は4月23日までに

軽自動車税には、身体に障がいのある方に対する減免制度があります。この制度を受けようとする方は、4月23日（木）までに税務課で申請手続きをしてください。

固定資産税の縦覧・閲覧

▼土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
納税者が町内の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認できるように「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」が縦覧できます。

○縦覧事項
「土地価格等縦覧帳簿」：所在、地番、地目、地積、評価額
「家屋価格等縦覧帳簿」：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

▼固定資産課税台帳の閲覧
納税義務者が所有する固定資産、借地人・借家人が使用している固定資産、賦課期日

【申請手続に必要な書類等】
○減免申請書（税務課にあります）
○軽自動車税納税通知書
○障害者手帳等に関する証明書

○当該車両を使用される方の運転免許証

○自動車検査証（車検証）
なお、減免対象者は一定の要件を満たす必要がありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

○閲覧事項
「土地課税台帳」：所有者の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、地積、評価額など
「家屋課税台帳」：所有者の住所・氏名、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額など
「償却資産課税台帳」：所有者の住所・氏名、取得価格、帳簿価格、評価額など

後に固定資産を取得された方などが、対象資産について「固定資産課税台帳」に記載された内容を閲覧することができません。

○必要書類等
①印鑑（認印）
②納税通知書、課税明細書

③本人が確認できる免許証等
④委任状と代理人本人が確認できる免許証等
⑤賃貸借契約書と本人が確認できる免許証等
⑥所有権を取得したことを証する書類と本人が確認できる免許証等

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産税台帳等の閲覧のできる方

	縦覧・閲覧のできる方	必要書類等
縦覧	納税者（現に土地又は家屋の固定資産税を納めている方）	①・②または③
	納税者と同一世帯の親族	①・②または③
	納税管理人	①・②または③
	納税者の代理人	①・④
閲覧	納税義務者	①・②または③
	納税義務者の代理人	①・④
	借地人・借家人	①・⑤
	賦課期日後に固定資産を取得された方など	①・⑥

▼縦覧期間 平成27年4月1

町民税・府民税の申告を忘れていませんか？

町民税・府民税の申告は、あなたの昨年1年間（平成26年1月1日～平成26年12月31日）の全ての所得及び控除などの申告をしていただくもので、町民税と府民税を計算する重要な資料となるものです。

【申告しなければならない人】

・平成27年1月1日現在、井手町に住所を有する人で、昨年1年間に所得があり、所得税の確定申告の提出の必要のない人（勤務先から給与支払報告書や公的年金支払報告書が役場に提出されている場合は申告の必要はありません。）

・給与や公的年金等の源泉徴収票に記載されていない所得控除（扶養控除や社会保険料控除など）がある人

※公的年金等の収入400万円以下で確定申告の必要がない場合でも住民税の申告が必要な場合があります。

【所得のなかった人】

申告義務はありませんが、申告がないと福祉関係や国民健康保険税などの算定に影響が出る場合や所得に関する証明書の発行ができない場合がありますのでご注意ください。

（問合せ先）井手町税務課 TEL 82-6163

日から4月30日（土、日・祝日を除く）
▽閲覧期間 平成27年4月1日から翌年3月31日（土、日・祝日及び12月29日から1月3日を除く）

▽縦覧・閲覧時間 午前8時から午後5時15分（正午から午後1時までを除く）
▽場所 役場税務課
 ＊お問い合わせは、税務課（TEL 82・6163）まで

▼こんなときは14日以内に手続きが必要です

◎国民健康保険に入るとき

こんなとき	持参するもの
他の市町村から井手町に転入してきたとき（職場の健康保険に加入していない場合）	印かん・他の市町村の転出証明書
退職して職場の健康保険がなくなったとき、被扶養者からはずれたとき	印かん・職場の健康保険からはずれた証明書
国民健康保険に入っている人に子どもが生まれたとき	印かん・国民健康保険証
生活保護を受けなくなったとき	印かん

※既に、同じ世帯で国民健康保険証をお持ちの場合は国民健康保険証を持参して下さい。

◎国民健康保険をやめるとき

こんなとき	持参するもの
井手町以外の市町村に転出するとき	印かん・国民健康保険証
就職して職場の健康保険に入ったとき	印かん・職場の健康保険証と国民健康保険証
被扶養者となったとき	印かん・職場の健康保険証と国民健康保険証
国民健康保険に入っている人が死亡したとき	印かん・国民健康保険証
国民健康保険に入っている人が生活保護を受けるようになったとき	印かん・国民健康保険証

◎その他の場合

こんなとき	持参するもの
世帯主や氏名、井手町内で住所が変わったとき	印かん・国民健康保険証
国民健康保険証をなくしたとき（汚れて使えなくなったとき）	印かん・本人であることを証明するもの（使えなくなった国民健康保険証）
退職者医療制度に該当したとき（年金制度への加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上で年金を受給されている方）	<国保加入時と同時に該当したとき> 印かん・職場の健康保険証・年金証書 <すでに国保の方で退職者医療に該当したとき> 印かん・国民健康保険証・年金証書

＊お問い合わせは、保健医療課（TEL 82-6166）まで。

保健医療課からのお知らせ

京都府議会議員一般選挙

投票日は4月12日（日曜日）



ますので申し出てください。）

【転出された方】

井手町の選挙人名簿に登録されている方で、京都府内の市区町村に住所を移された方は、井手町から引き続き京都府内の市区町村に居住中であることを証明する書類（転出先の市区町村が発行するもの）を持って登録されている投票所へ提出すれば、投票することが出来ます。（転出先の新住所地の選挙人名簿に登録されている方は除く。）

【投票所入場券及び選挙公報の配布】

投票所入場券の配布につきましては、選挙人一人に一枚、郵便はがきにて、ご家庭にお届けします。投票日当日まで大切に保管をお願いします。また、選挙公報につきましても、各区の隣組より配布します。

【投票所入場券は忘れずに】

4月12日の投票日には、次のことを注意してください。

◎投票時間は、午前7時から午後8時までです。

◎入場券に指定された投票所

4月29日に任期が満了する京都府議会議員一般選挙は、4月3日に告示され4月12日が投票日となっています。この選挙は京都府民の代表を選ぶ大切な選挙であり、棄権しないで、よく見、よく聞き、よく考えて必ず投票しましょう。

【投票できる人は】

今回の選挙に投票資格がある人は、平成7年4月13日以前生まれ、投票日当日20歳以上になっている方です。このうち、平成27年1月2日まで

票日においても引き続き在住されている方は、井手町で投票できます。

【転入された方】

平成27年1月3日以降京都府内の市町村から、井手町に転入され、投票日においても引き続き在住されている方のうち、転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されている方は、転入前の住所地で投票をすることが出来ます。ただし、投票の際、井手町に引き続いて居住中であることを証明する居住証明書類が必要で

す。（役場住民福祉課で発行し

ますので申し出てください。）

◎入場券に指定された投票所

あなたの投票所は

投票所名	投票所の施設名	区域
第1投票所	井手小学校体育館	水無、高月、石垣
第2投票所	上井手区公民館	上井手、田村新田
第3投票所	多賀小学校体育館	東部、西部、北部
第4投票所	南部公民館	南部
第5投票所	玉水公民館	玉水
第6投票所	いづみ人権交流センター	北、南

以外では投票できません。

◎投票所に行くときは、入場券を持参してください。もし、お忘れになった時は、その旨を投票所の係員に申し出て、再交付を受けてください。

◎投票しようとする時は、投票所内に掲示されている候補者の氏名を見直し、もう一度確認しましょう。

【代理・点字投票は】
身体障害などのため、自分で投票用紙に候補者を記載できない人のために、代理投票制度があります。代理投票制度を希望される方は、投票日の当日、投票所の係員に申出てください。二人の投票補助者が決められ、投票の代理をします。また、目の不自由な方には、点字投票制度があります。遠慮なく係員に申し出てください。

【期日前投票】
4月12日に次の理由により、投票日に投票所に行けないと見込まれる方のために、期日前投票制度があります。

1. 投票日当日、職務に従事
中であるとき。

2. 何らかの用事のため、旅行中または滞在中である場合（たとえば、レジャーや買い物などの私用で投票区の区域外

にいるような場合。）

3. 投票日当日、出産、手術、身体障がい等で歩くことが困難である場合です。

◎期日前投票のできる期間は、4月4日（告示の翌日）から4月11日（投票日の前日）までとなっています。投票時間は土・日曜日を含めて午前8時30分から午後8時までの間、役場西別館1階期日前投票所で、行っています。

【不在者投票について】
4月12日の投票日に、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や特別養護老人ホームに入所中の方、また、身体障害者更生援護施設に入所中の方など、選挙当日、投票に行けないと見込まれる方のために、投票日の前でも病院施設等で不在者投票をすることが出来ます。不在者投票のできる期間は、4月4日（告示の翌日）から4月11日（投票日の前日）までとなっています。詳しいことは、病院や老人ホーム等又は、選挙管理委員会におたずねください。

【井手町以外の市区町村で不在者投票をするとき】
1. 不在者投票をされる方は、あらかじめ滞在地の市区町村の選挙管理委員会に宣誓書用紙の交付を受け、これに投票日当日（4月12日）に、投票

所に行つて投票できない理由に○を付け井手町選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙等を請求してください。

2. 請求を受けた選挙管理委員会は、投票用紙、不在者投票用封筒および封筒に入れ封をした「不在者投票証明書」を交付します。この「不在者投票証明書」の封筒は決して開封してはいけません。開封されると不在者投票ができなくなります。

3. 交付された投票用紙等を持って滞在地などの市区町村選挙管理委員会の指示に従つて投票します。

4. 不在者投票を受け付けた滞在地の選挙管理委員会は、あなたの不在者投票をすぐ井手町選挙管理委員会へ送付しますが、投票所閉鎖時刻までに到着しないと無効になりますので早めに手続きをしてください。

【郵便等投票制度】
選挙人で身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証を交付されている人で、その障がい・傷病・要介護状態区分の程度が一定以上である場合は、事前に選挙管理委員会へ交付申請を行い郵便等投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙を請求し、郵便等に

より自宅で投票する方法です。身体障がいの状態が次に該当する方は郵便投票制度の対象となります。

種 別	該当する障がい	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級又は2級
	心臓・じん蔵・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級又は3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別症項から第2症項
	心臓・じん蔵・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別症項から第3症項
介護保険証		要介護5

【郵便等投票における代理記載制度】
郵便等投票の対象者で、次の要件にも該当する方は、あらかじめ、選挙管理委員会に届出をした代理人1人（選挙権を有する人）に投票に関する記載をさせることができる制度です。

身体障害者手帳の交付を受けている方（上肢または視覚の障がいの程度が1級）
戦傷病者手帳の交付を受けている方（上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症まで）が対象となります。

以上が不在者投票のあらましです。一人でも多くの方が大切な選挙権を行使できるように設けられています。

【開票は井手町自然休養村管理センターで】
開票事務は、投票日当日、午後8時45分から井手町自然休養村管理センターで行います。

詳しいことは、井手町選挙管理委員会（TEL82・6161）におたずねください。

大事な投票、忘れずに!





子育て支援カレンダー



子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2 (玉川保育園内にあります)

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日 (祝日等を除く) 9:30～16:00

と	き	内 容	場所・備考
11日(水)	10:30～11:30	いづみ保育園園庭開放	いづみ保育園
13日(金)	10:30～13:50	たんぼぼ広場 「バスでお出かけ in 山田池公園」	※申込制
17日(火)	10:30～11:30	多賀保育園園庭開放	多賀保育園
18日(木)	10:00～11:40	すくすくクラブ	対象:1歳半～2歳半 ※申込制
19日(木)	10:00～12:00	子育てサークル さんさん会	
20日(金)	10:30～11:30	玉川保育園園庭開放	玉川保育園
23日(月)	10:00～12:00	おでかけ広場	西部公民館

4月
4月の予定は、子育て支援センターにお問い合わせください

※場所の記載のないものは、全て「子育て支援センター」で行います

親子の広場

*たんぼぼ広場

対象:妊婦～就学前の親子

*おでかけ広場

対象:妊婦～就学前の親子

*すくすくクラブ

対象:1歳半～2歳半の親子(申込制)

*のびのびクラブ

対象:2歳半～4歳まで(申込制)

子育てサークル

*さんさん会

対象:妊婦から3歳くらいの子と親
活動日:第1水曜日・3木曜日

*竹の子ひろば

対象:妊婦から3歳くらいの子と親
活動日:月2回程度の水曜日
場所:多賀保育園

hughug

対象:2カ月～1歳くらいまで
活動日:第2週の水曜日
参加費:1回500円
※サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせください。



一時預かり

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております(有料)

【利用時間】平日(月～金曜日)8:30～16:30 土曜日8:30～12:00

※料金やその他詳細は子育て支援センター(Tel 82-2232)までお問い合わせください

※お問い合わせは、上下水道課(Tel 82-6169)まで

井手町の水道は、使用者からの料金収入で経営しています。このため、水道料金が納付されないと、事業の経営に支障が生じます。負担の公平と水道事業の円滑な経営のため、水道料金は期限内に納付してください。なお、料金が未納の方に対しては、給水条例に基づき給水を停止します。また、お支払いに便利な口座振替もご用意しますので、どうぞご利用下さい。



給水を停止します!!
水道料金の未納の方は
ご注意を!!

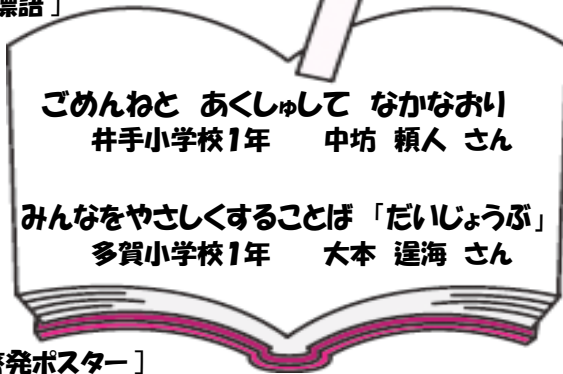
同和問題の解決を
みんなの手で

井手町人権啓発コンクールの作品から

1月号に引き続き、「人権(命)の大切さ」を「ポスター」と「標語」で表現した第11回井手町人権啓発コンクールの応募作品を今回紹介します。

作品から伝わってくる人権に対する純粋な気持ちにふれることにより、一人ひとりの心に訴えて、『人権の芽』を大きく育て、すべての人々の人権が尊重され相互に共存し得る平和で豊かな社会(井手町)を築きましょう。

〔人権標語〕



〔人権啓発ポスター〕



井手小学校2年 富岡 奏音 さん



泉ヶ丘中学校3年 木村 優香 さん

消防署井手分署からのお知らせ

一人ひとりが地震に備えよう！

東日本大震災や過去に起きた地震における災害の教訓を踏まえて、私たちが今できることは、少しでも被害を軽減することができるよう、一人ひとりが地震に備えることです。いつか準備しようではなく、今準備しておくことが大切です。自分自身と大切な家族そして地域を守るために、しっかりと地震に備えましょう。



家具類の転倒・落下・移動防止対策をしておこう。
備蓄品、非常用品を備えておこう。
地震が起きたときの家族の連絡方法、役割分担などを話し合っておこう。

お問合せ 京田辺市消防署 井手分署 TEL82-3000



「救命講習会開催のお知らせ」

日時／平成27年4月5日(日)

午前9時～12時

場所／京田辺市消防署井手分署会議室

定員／10名程度

参加費／無料

受付期間／4月4日(土)午後5時まで。

お問い合わせは、京田辺市消防署井

手分署 (TEL 82・3000)

府立山城郷土資料館の催し

★企画展「守り育てようみんなの文化財」

▼内容 平成25年度に指定・登録された京都府の文化財を写真パネルで紹介
します。

▼日時 3月29日(日)まで 午前9時～午後4時30分

▼場所 山城郷土資料館

★企画展「中世城館(仮)」

▼日時 4月25日(土)～6月28日(日)まで 午前9時～午後4時30分

▼場所 山城郷土資料館

▼内容 春の企画展

山城地域の「京都府中世城館跡調査」報告書がとりまとめられることに伴い、中世に築かれた山城地域の城館跡を紹介します。

施設のご案内

▼所在地 木津川市山城町上狛千両岩

▼入館料 一般200円、小中学生50円

▼開館時間 午前9時～午後4時30分

※休館日 月曜日 お問い合わせは

府立山城郷土資料館 総務課 (TEL 86・5199)

JR奈良線高速化・複線化事業

環境影響評価準備書の縦覧について

JR西日本において、JR奈良線高速化・複線化第二期事業の環境影響評価に基づく環境影響評価準備書の縦覧が行われます。

準備書は、JR西日本のウェブサイトに掲載されるほか、井手町役場産業環境課の窓口でも縦覧できます。(期間・平成27年4月1日(水)まで)

また、準備書の内容については、環境保全の見地から、4月16日(木)までにJR西日本に意見書を提出することができます。

○準備書の掲載アドレス

<http://www.wesjir.co.jp/railroad/project/#doubletrack>

講座・教室

【和太鼓教室】

日時／3月7日(土)、28日(土)

午後1時半～3時半

場所／いづみ人権交流センター

【いづみまなび教室】

《大正琴》

日時／3月13日(金)

午前10時～正午

《太極拳》

日時／3月13日(金)、27日(金)

午後1時半～3時

持ち物／運動できる服装・上履き



《ペン習字》

日時／3月12日(火)、23日(月)

午後1時半～3時

《人権学習》

日時／3月27日(金)

午前11時半～正午

午後3時～3時半

場所／いづみ人権交流センター

【健康教室】

日時／3月26日(木)

午前10時～11時半

場所／いづみ人権交流センター

*各教室の材料費等は自己負担となります

ます

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (TEL 82・3380) まで

センター (TEL 82・3380) まで

【生き生きふれあいサロン】皆勤表彰 & 茶話会

日時／3月18日(水) 午後1時半～

場所／玉泉苑

対象／65歳以上の方および障がいのある方

*事前申込が必要

です

*毎月20日発行

の「ボランティア

アセンターだよ

り」で、ふれあ

いサロンの詳しい内容をお知らせしま

す

*お問い合わせは、社会福祉協議会 (TEL 82・3499) まで

【山吹ふれあいセンター天文台公開】

日時／3月13日(金)

午後7時半～9時

場所／山吹ふれあいセンター

・申込は不要です

・天候などの条

件により公開を

中止する場合が

あります

・夜間の開催に

なりませんのでお

子様だけの参加

はご遠慮くださ

い

*お問い合わせ

は、社会教育課 (TEL 82・5700) ま



健康

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》

日時／3月12日(木)

午後1時半～3時

場所／賀泉苑

日時／4月2日(木)

午後1時半～3時

場所／玉泉苑

対象／65歳以上

＊お問い合わせは、社会福祉協議会 (TEL 82・3499) まで



子育て

【乳幼児健康診査】

《乳児健康診査》

日時／4月6日(月)

対象／H26・11・5～H27・1・2生まれ

受付／午後1時～1時半

場所／保健センター

《BCG予防接種》

日時／3月17日(火)

対象／H26・7・18～H26・10・17生まれ

受付／午後1時～1時半

場所／保健センター

＊お問い合わせは、保健センター (TEL 82・3385) まで

各種相談

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談】

日時／3月16日(月) 午後1時～4時

場所／賀泉苑
日時／4月6日(月) 午後1時～4時
場所／玉泉苑
＊心配ごと相談は、第1月曜日は玉泉苑、第2月曜日は賀泉苑で開催していただきます

【無料法律相談】

日時／3月23日(月) 午後2時～4時

場所／玉泉苑

＊無料法律相談は予約制とします

＊お問い合わせは、社会福祉協議会 (TEL 82・3499) まで

【こころの相談室(カウンセリング)】

日時／3月23日(月)

午前11時～午後1時50分

場所／いづみ人権交流センター

＊お問い合わせは、いづみ人権交流センター (TEL 82・3380) まで

【障がい者相談】

日時／3月24日(火) 午後1時半～4時

場所／役場西別館1階会議室

＊お問い合わせは、高齢福祉課 (TEL 82・6165) まで

【母子の相談・教室】

《育児相談》

日時／3月11日(水)

午前9時半～10時半

場所／保健センター

《遊びの広場》

日時／3月11日(水)

午前9時半～11時

場所／保健センター

《発達相談》

日時／3月26日(木)

場所／保健センター

＊完全予約制・ご希望の方は保健センターにお問合せください

＊お問い合わせは、保健センター (TEL 82・3385) まで

不妊や不育でお悩みの方へ

井手町不妊治療助成制度が下記のとおり拡充されます。

井手町では一般不妊治療、不育症治療(検査)、特定不妊治療(体外受精、顕微授精)にかかる精巣内精子採取術の男性不妊治療を受けておられるご夫婦の経済的負担を軽減するために、治療等に要した医療費の一部を助成します。

《対象となる方》

- (1) 京都府内の市町村に引き続き1年以上住所を有しているご夫婦のうち、井手町内に住所を有している間に不妊治療等を受けられた方
- (2) 各種医療保険に加入しておられる方
- (3) 人工授精に要した費用について、助成を申請する場合は法律上の婚姻をされている方

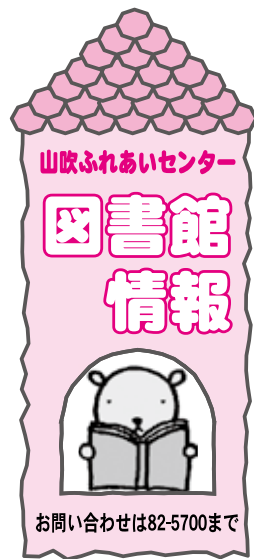
《対象となる治療費及び助成金額等》

助成対象となる医療	助成の対象とする医療費	助成額
一般不妊治療	① 不妊治療(健康保険適用分)に要した医療費(自己負担分)。 ② 人工授精に対して負担した医療費	①及び②の医療費のそれぞれの2分の1の額の合計額(お一人につき1年度あたり10万円を限度) *①の医療費のみに対して助成するときには6万円を限度
不育治療等	(H.26年10月1日治療分より対象) 不育症の原因を特定するための検査及び不育症の治療(いずれも健康保険適用分)に対する医療費(自己負担分)	医療費の額の2分の1の額(お一人につき1回の妊娠あたり10万円を限度)
男性不妊治療	(H.26年10月1日治療分より対象) ① 精巣内精子生検採取による手術その他の精子を精巣から採取するための手術に対して負担した医療費 ② 精巣上体内精子吸引法による手術その他の精子を精巣上体から採取するための手術に対して負担した医療費	①の医療費の2分の1及び②の医療費の2分の1(*②の医療費の額の2分の1の額が1回当たり5万円を超えるときは5万円)の合計額(お一人につき1年度あたり20万円を限度) ※注 特定不妊治療と重複助成は不可

《申請手続き》

保健センターで受け付けます。診療日の翌日から起算して1年以内に申請してください。

詳細や申請に関するお問い合わせは井手町保健センター (TEL 82-3385)



山吹ふれあいセンター

図書館情報



お問い合わせは82-5700まで

【開館日】 火曜日～日曜日

【開館時間】

4月～9月午前10時～午後6時

10月～3月午前10時～午後5時

☆3月・4月の休館日

3月2・9・16・23・26・30日

4月6・13・20・27・30日

☆貸し出し冊数および期間

図書は1人12冊・2週間

雑誌は1人5冊・2週間

視聴覚資料は1人3点・1週間

☆主な新着資料の紹介 3月

一般書

「森に願いを」

乾ルカ

び」

まついあや

児童書

「わすれもの大王」 武田美穂

「ヒメコひめのおたんじょう

「精鋭」

「砂漠の青がとける夜」

「囁う淑女」

「薫香のカナピウム」

「樽屋三四郎言上帳14

し」

「超訳新渡戸稲造の言葉」

新渡戸 稲造

井川 香四郎

上田 早夕里

近松 殺

武田 美穂

今野 敏

中村 理聖

中山 七里

小浜 ユリ

ひこ・田中

内田 麟太郎

初級編

「むこうがわの友だち」

ねこの手かします5

たのまき」

「なりたて中学生

「親子で楽しむ紙しばい」

3月14日(土)・4月11日(土)

いづれも午後1時半から

図書館・絵本コーナー

《第3回 子ども読書・本のし

おりコンテスト入賞作品巡回

展示》

3月27日(金)～4月1日(水)

まで

山吹ふれあいセンター・1階

ロビー

透明カメレオン 道尾 秀介



冴えない容姿と“特殊” なリティの恭太郎は、行きつけのバーで奇妙な女の子に出会った。彼女が企てた「殺害計画」に参加することになった恭太郎だが…。学芸通信社配信『信濃毎日新聞』等掲載を書籍化。

アニメで読む世界史 2 藤川 隆男・後藤 敦史



「アラジン」「もののけ姫」「愛の若草物語」「ノートルダム」など、おなじみのアニメを素材に、古代から現代まで、東洋史や日本史を含んだ世界全体の歴史をひもとく。

はなちゃんのはやあるきはやあるき 菅野 博子



はなちゃんの通う保育園では、月に一度、避難訓練があります。でもものんびりやはなちゃんには、いつも遅れ気味。そんなある日、地震が！東日本大震災で「奇跡の脱出」としてニュースになった岩手県某の保育所をもとにしたお話。

かぐや姫のおとうと 広瀬 寿子



想は、竹林でふしぎな少年の出会った。身につけた名は、いささ丸と名を返り。1200年の前から来たかぐや姫のおとうと。話をきいて紡ぐ壮大な愛のファンタジー。

国民年金 Q&A

Q. 国民年金保険料の納付が困難なときはどうすればいいですか

A. 経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして所得の審査の結果、認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付(免除)制度」などがあります。学生の方については経済的負担を考慮し、在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。

また、平成26年4月からは法律が改正され、これまでさかのぼって免除申請ができる期間が申請時点の直前の7月(学生納付特例は直前の4月)から、申請時点から2年1ヶ月前になりました。

免除・納付猶予の承認を受けた期間は、将来老齢基礎年金を受けるための資格期間に含まれますが、受け取る年金額の計算には算入されません。将来受け取る年金額を減らさないために、承認を受けてから10年間は保険料を納付(追納)することができません。

組みとなっています。一部免除をされた期間については、免除された額の残りの額の保険料を納めない場合は、未納期間として取り扱われますのでご注意ください。

申請には年金手帳、印鑑が必要(学生納付特例の申請は学生証や在学証明書など、学生であることがわかる書類も必要)ですが、その他にも添付していただく書類が必要な場合もあります。

納付が困難なときでも未納のままにせず、前記の免除・猶予制度を活用してください。お問い合わせは住民福祉課(Tel 82・6164)、又は最寄りの年金事務所までお願い致します。



ごみ収集日程表 (3月11日～4月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

★燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク包装容器、カン、ビン、ペットボトルは透明・半透明の袋に入れて出してください。
★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙〈その他の紙類〉)ごとに分別のうえの収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	粗大ごみ	ペットボトル	プラマーク 容器包装	その他
北水無区	北水無区	火・金曜日	3月26日	3月19日	4月2日	3月12日	水曜日	火曜日
	4月9日							
玉水石垣高月区	玉水石垣高月区	月・木曜日	3月27日	3月20日	4月2日	3月13日	水曜日	火曜日
上井手区		火・金曜日	4月2日	3月19日	3月26日	3月12日 4月9日	水曜日	水曜日
多賀全区		火・金曜日	4月2日	3月19日	3月26日	3月12日 4月9日	水曜日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(TEL 82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集 区域番号	収集区域
3月17日 4月7日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
3月18日 4月8日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
3月19日 4月9日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
3月20日 4月10日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
3月23日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
3月24日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
3月25日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

ウチの
収集日は...



※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL 075-631-5171)まで

ごみの分け方・出し方

(燃やすごみ)

出せる物・出し方

- 台所の生ゴミ 必ず水切りをする(大切です)
 - 紙おむつ 汚物を取り除いてから出す
 - 食用油 少量ずつ紙か布にしみ込ませるか凝固剤で固まらせて出す
 - 剪定枝 少量の木切れ、刈り込みなどはひもでくる(一度に出すのは2~3束まで)
 - たばこの吸い殻、掃除機のごみ、紙くすなど
 - 汚れが落ちない容器包装
 - 古着、古布などは極力リサイクルショップや集団回収などで出してください
- ※家庭生ごみ自家処理容器等購入費補助制度があります



おめでとうございます

(1月20日から2月19日までの届け出分・敬称略)

出生	住所	赤ちゃん	届出人
	井手	濱岡 樹 <small>いつき</small>	杏子
	多賀	東 輝風 <small>きら</small>	和洋

公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
総務課	0774-82-6161
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
同和・人権政策課	
いづみ人権交流センター	0774-82-3380 0774-82-4112
いづみ児童館	
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

まちのカレンダー (3月11日～4月10日)

住民カレンダー		
月日	曜日	行事
3/11	水	育児相談(午前9時半～10時半、保健センター) 遊びの広場(午前9時半～11時、保健センター) パワーヨガ教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 古文書入門教室(午後7時～8時半、自然休養村管理センター会議室)
12	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑) ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) パソコン教室(午後2時半～5時、いづみ人権交流センター) ハーモニカ教室(午後7時～9時、いづみ人権交流センター)
13	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 図書館講座(午後2時～、山吹ふれあいセンター集会室) 天文台公開(午後7時半～9時、山吹ふれあいセンター)
14	土	IDE ゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～、町内) 親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館)
15	日	第29回井手町解放文化祭(午前10時～午後3時、いづみ人権交流センター)
16	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑)
17	火	手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) BCG予防接種(午後2時～2時45分、保健センター)
18	水	パワーヨガ教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) すくすくクラブ(午前10時～11時40分、子育て支援センター) 生き生きふれあいサロン「皆勤表彰&茶話会」(午後1時半～、玉泉苑)
19	木	パソコン教室(午後2時半～5時、いづみ人権交流センター) ハーモニカ教室(午後7時～9時、いづみ人権交流センター)
20	金	
21	土	春分の日
22	日	
23	月	こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制) ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑)
24	火	中華料理教室(午前10時～、午後7時～、いづみ人権交流センター) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室)
25	水	パワーヨガ教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター)
26	木	健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 発達相談(完全予約制、保健センター) パソコン教室(午後2時半～5時、いづみ人権交流センター) ハーモニカ教室(午後7時～9時、いづみ人権交流センター)
27	金	大正琴教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 人権学習(午前11時半～、午後3時～、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
28	土	IDE ゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～、町内) 和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
29	日	第18回ふれあい福祉まつり(午前10時～、玉泉苑・石垣公園)
30	月	
31	火	
4/1	水	無火災デー防火パレード
2	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑)
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	乳児健診(午後1時～1時半受付、保健センター) 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑)
7	火	
8	水	
9	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑)
10	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)



発行：京都府綴喜郡井手町
編集：企画財政課
井手町ホームページ
<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

